

とっとり若者地方創生会議補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、とっとり若者地方創生会議補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、とっとり若者地方創生会議（以下「本会議」という。）の自主的な調査研究活動に要する経費及び主催事業に要する経費の全部又は一部を補助することにより、本会議の活性化並びに若者同士のネットワーク化及び若者の市政への積極的な参加を推進することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本会議が行う別表第1欄に掲げる事業（単年度で完了するものに限る。）とする。ただし、本補助金以外の助成を受けて実施するものは除く。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第2欄及び同表第3欄に掲げる経費とする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。

(補助金の額)

第5条 本補助金の額は、補助対象経費に別表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請時には、当該者の消費税の取扱いについて申告しなければならない。

2 本補助金の交付を受けようとする者が、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額を補助対象経費として交付申請をすることができる。

3 市長は前項による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(補助事業等の変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第9条 本補助金の実績報告時には、当該者の消費税の取扱いについて申告しなければならない。

2 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかにしている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、別記様式により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表（第3条、4条、5条関係）

1 補助対象事業	2 対象経費	3 対象費目	4 補助率
会議運営事業	会議の円滑な運営及び目的の達成のために要する事務的経費並びに主催事業に要する経費のうち第3欄に掲げる費目	謝金 報償費 旅費 会場借上料 賃借料	10/10
先進地視察事業	調査・研究に際して、先進地視察を行う場合に要する諸経費のうち第3欄に掲げる費目	雑役務費 消耗品費 印刷製本費 その他市長が特に認める経費	
宿泊研修事業	宿泊を伴う集中的な調査・研究を行う場合の諸経費のうち第3欄に掲げる費目		

別記様式（第9条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住所
氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令受 第 号で交付決定のあったとっとり若者地方創生会議補助金について、とっとり若者地方創生会議補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円

5 添付資料

- （1）この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第1表）の写し
- （2）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （3）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し
- （4）特定収入割合がわかる書類